

災害時要援護者登録制度の受付を開始しました

●災害時要援護者登録制度とは

町では、災害時に自力で避難することが困難で、何らかの支援を希望する方(要援護者)を登録する災害時要援護者登録制度の受付を1月7日より開始しました。

この制度は、災害時に支援が必要な方に、どのような支援が必要なのか、どのように避難するのか等、前もって登録しておくものです。

登録をする場合は、役場福祉課にご連絡ください。

●登録申請すると?

災害時の情報伝達方法や支援体制を確認することができます。

(避難支援者や避難場所、避難所で必要な支援など)

また、要援護者の心身の状況等を町や支援機関で共有することで、災害が起きたときの安否確認や、その方にあった支援を行うことができます。

●避難支援者とは?

登録には避難支援者を指定します。災害が起きたとき、支援を必要とする方が速やかに避難できるように、情報伝達・安否確認・避難支援をしてもらう方です。原則、要援護者に選んでもらいます。できるだけ、顔見知りの方や近所に住んでいる方がベストです。(支援者には、できる範囲で支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。)

※登録方法は、広報1月号、または町ホームページでもご覧いただけます。

▼問い合わせ先=福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128 FAX(56)6868



70歳からの医療制度

国保に加入している方のうち、70歳から74歳の方は、前年の所得に応じて医療費の自己負担割合が変わります。また、75歳になると後期高齢者医療制度で医療費を受けることとなります。

※ただし一定の障がいがある方は、65歳を過ぎると後期高齢者医療制度の適用を受けることができます。

○70歳になったとき

70歳の誕生月の月末(1日生まれの方は前月月末)に「高齢受給者証」を郵送します。

「高齢受給者証」は医療費の自己負担割合を示す証明書です。

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方はその月)から、お医者さんにかかるとき、保険証と高齢受給者証の2枚を提示するようになります。

○75歳になったとき

75歳の誕生日の概ね1週間前に「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します。75歳の誕生日当日からは、お医者さんにかかるとき「後期高齢者医療被保険者証」1枚を提示するようになります。

▼問い合わせ先=保険課 国保係

☎(56)91334

まじろ

善意銀行(敬称略)

- ・匿名 5002円
- ・上三川経友会 26,019円(第19回)
- ・日産自動車(株)栃木工場 25,650円(第15回)
- ・匿名 200,000円
- ・匿名 10,000円
- ・上三川雄飛会 30,000円(第15回)
- ・上三川町文化協会大正琴部 1,595円(第2回)
- ・特別養護老人ホーム ぶじやまの里 3,225円(第2回)
- ・匿名 2,595円
- ・小杉 美枝子 5,000円
- ・注連縄づくり協会の会 50,000円(第16回)
- ・橋口 晶子 車椅子1台
- ・海老原 英子 雑巾245枚(第6回)

ありがとうございます。

*皆さんの温かいご支援、

軽自動車のナンバー交付・廃車について

【町ナンバーの交付には、販売証明書または譲渡証明書が必ず要です。】

バイクや農耕車を購入したときは販売元から販売証明書を譲り受けたときは譲渡人から譲渡証明書をもらってください。右記の証明書がない場合は、町ナンバーの交付はできませんのでご注意ください。

▼町ナンバー125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕作業用車等)・テラー、トラクター、コンバイン、フォークリフト等、ミニカー

【乗らない軽自動車の廃車届は3月末日までに】

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。現在使用していない軽四輪、バイク、農耕車などを所有している方は、3月末日までに廃車手続きをしてください。なお、業者などに頼んで廃車した場合は、手続きが完了しているか確認してください。3月末日までに完了していないと、平成25年度も課税になります。また、住所・氏名が変わった場合も同様に手続きをしましょう。

車種	手続き・問い合わせ先	必要なもの	
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車等) ミニカー	上三川町役場 住民生活課総合窓口係 ☎(56) 9125	取得	・印鑑 ・販売証明書または譲渡証明書
		廃車	・印鑑 ・標識交付証明書 ・ナンバー (紛失の場合は、弁償金200円がかかります)
軽自動車(三輪、四輪)	軽自動車検査協会栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 ☎028-645-5161	左記、軽自動車検査協会栃木事務所へお問い合わせください	
125cc超のバイク	関東運輸局栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 ☎050-5540-2019	左記、関東運輸局栃木運輸支局へお問い合わせください	

【改造による車種変更について】

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ(ダウン)があつた場合や車両種別が変更になる場合については、登録申請をしていただく必要があります。ただし、改造によるナンバーの交付は税額の区分が変更になつたことによるもので、改造についての走行性、安全性を町が保障するものではなく、国土交通省で定める形式認定番号から外れますのでご注意ください。

○手続きに必要なもの

- ① 専門業者に頼んだ場合：印鑑、業者の作成した改造証明書、ナンバープレート
- ② 自分で改造した場合：印鑑、原動機付自転車改造申告書、改造の際に使用した部品の領収書(ミニカーに改造した場合は、後輪の左右のタイヤ間の長さが分かる写真)、ナンバープレート

※原動機付自転車改造申告書は、役場住民生活課窓口で受け取れます。また、町ホームページからもダウンロードできます。

▼問い合わせ先 税務課 住民税係
☎(56) 9122

「くらしの便利帳」の広告主を募集します

町では役場窓口での各種手続きや公共施設案内などの行政情報を掲載する「くらしの便利帳」を作成しています。今回は、新しい取り組みとして、民間事業者と協働で発行します。

この便利帳に掲載する広告を募るため、町と協働で事業に取り組む(株)サイネックスが町内の商店や事業所を訪問します。広告の掲載を希望する時は、直接同社にお問い合わせください。

▼広告の問い合わせ先=(株)サイネックス ☎028(632)9711

▼問い合わせ先=企画課 情報広報係 ☎(56) 9117